

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																				
<p>附 則</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、令和七年六月三十日まで（下水道業又は旅館業に属する指定作業場にあつては、当分の間）は、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (現行のとおり)</p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="271 959 1055 1366"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</td> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）	(現行のとおり)	(現行のとおり)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの		<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、令和四年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (略)</p> <p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="1167 959 1951 1366"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</td> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの</td> <td>五〇</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）	(略)	(略)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの	五〇
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																			
ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）	(現行のとおり)	(現行のとおり)																			
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇																			
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの																				
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																			
ほう素及びその化合物（単位ほう素として、一リットルにつきミリグラム）	(略)	(略)																			
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	四〇																			
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するもの	五〇																			

